

## 一 第3章 旅費 一

### 大雪地区広域連合職員の旅費に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 14 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する一般職の職員（以下「職員」という。）に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第 2 条 職員に支給する旅費の額及び支給方法については、東川町職員の例による。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。